

道標、案内図板等チェックシート

○道標、案内図板等（以下、「案内図板等」という。）の定義

近隣の事業所、営業所、作業場等（以下「事業所等」という）への案内誘導を目的に、表示し、または設置するものである。

☑チェックシート

案内図板等の設置には、以下の基準を全て満たす必要があります。

チェック	項目	解説
<input type="checkbox"/>	1 目的地	目的地を表示すること。
<input type="checkbox"/>	2 誘導の表示内容	設置場所から事業所等に案内・誘導するために、①②の両方を表示すること。 ① 矢印又は方向（直進、右左折等） ② 距離、時間又は所在地を示す地図、目的地となる場所
<input type="checkbox"/>	3 誘導の表示面積	「2 誘導の表示内容」の表示面積が、全体の1/3以上であり、その部分には、それ以外の文字等は表示しないこと。
<input type="checkbox"/>	4 写真、絵の表示面積	写真や絵の表示面積が、全体の1/3以下であり、写真や絵に重ねて、「2 誘導の表示内容」を表示しないこと。
<input type="checkbox"/>	5 電飾設備	動光（電光掲示）、点滅・ネオン照明、光源が露出したもの（案内図板を直接照らすものを除く。）は使用しないこと。
<input type="checkbox"/>	6 相互間距離	同一案内場所への案内図板等を複数設置する場合、相互間距離を20m以上とすること。
<input type="checkbox"/>	7 独立構造	それぞれの表示ごとに、独立した構造であること。
<input type="checkbox"/>	8 掲出面積・高さ	○特別規制地域 ・高さ 5m以下 ・1面の面積 3㎡以内 全面で6㎡以内 ○第1種普通規制地域（100m規制地域） ・高さ 5m以下 ・1面の面積 5㎡以内 全面で10㎡以内
<input type="checkbox"/>	9 建築物等の利用	特別規制地域では、建築物や塀を利用するものは設置不可。
<input type="checkbox"/>	10 添付書類	許可申請時、規則に定める書類に加えて、案内図板等の設置場所から事業所等への経路がわかる資料を添付すること。
<input type="checkbox"/>	11 協同看板	5以上の者が協同看板を設置する場合 ○特別規制地域 1面の面積 10㎡以内 全面で20㎡以内 ○第1種普通規制地域（100m規制地域） 1面の面積 15㎡以内 全面で30㎡以内

上記項目は、許可基準の一部です。設置の際には、事前に申請窓口へご相談ください。